

三牧聖子著
『戦争違法化運動の時代』
——「危機の20年」のアメリカ国際関係思想』

(名古屋大学出版会、2014年)

佐々木卓也

2001年9月11日に起きた同時多発テロ事件の直後、アメリカのブッシュ大統領は事件を引き起こした勢力に対する「十字軍」を語り、アメリカの対抗措置を「悪」にたいする「善」のそれであると正当化した。¹⁾ 彼はイラク侵攻の際には、第二次世界大戦後の日本と西ドイツを例にイラクの民主化を主張し、それが中東の安定と平和につながると言明した。ブッシュの言動にはアメリカの攻撃の正しさへの確信にもとづく正戦論、アメリカ例外主義論が投影されていた。イラク戦争を主導したチェイニー前副大統領も同様である。彼は回顧録で、「われわれは邪悪に対して断固立ち向かい、私心なく歴史に挑んできた。われわれは帝国を求めることなく、他者のために自由を求めてきた」と語り、アメリカの外交を称賛した。彼が最近、娘と刊行した本のタイトルは『例外的な—世界はなぜ強いアメリカを必要としているのか』である。²⁾ だが言うまでもなく、アメリカの「対テロ戦争」はテロの根絶をもたらすことはなく、バリ島(2002年)、マドリード(2004年)、ロンドン(2005年)、アルジェリアのイナメナス(2013年)、チュニス(2015年)、アンカラ(2015年)、バイルート(2015年)、パリ(2015年1月、11月)等、世界に凄惨なテロが拡散し、中東では混沌とした状況が依然続いている。

著者の本書執筆の背景には、過去15年間のアメリカの対テロ軍事行動、混迷する国際情勢、暴力が蔓延する殺伐とした世界の現状がある。アメリカは自らの軍事的手段の正しさを確言し、テロの掃討と根絶を名目に中東に軍隊を派遣したが、世界はより平和的で安定的になったのであろうか。そうではなく、かえって暴力があちこちに飛び火し、国際社会は一層難しくなった問題への対応を迫られているのではないかという危惧が著者の出発点にある。著者はアメリカの正戦論、例外主義論にもとづく軍事制裁論、「超暴力」としての平和観に根源的違和感・疑問を持ち、全く異質な平和構想を打ち出した人々、「軍事力から正当性を剥奪し、その廃絶を目指す『非暴力』としての平和観」(17頁)を唱えた人々の思想に共鳴し、国際社会におけるアメリカの非軍事的役割の可能性を探る。

著者はまず序章で、篠原初枝らの先行研究が、国際連盟による戦争違法化の試みとそれを理論的に支えた人々を主な対象にしたのに対し、本書では、「連盟による戦争違法化が

¹⁾ ポブ・ウッドワード、伏見威蕃訳『ブッシュの戦争』(日本経済新聞社、2003年)、61、63、89-90、125、341頁。

²⁾ Dick Cheney, *In My Time: A Personal and Political Memoir* (New York: Threshold Editions, 2011), 526; Dick Cheney and Liz Cheney, *Exceptional: Why the World Needs a Powerful America* (New York: Threshold Editions, 2015).

不徹底なものであることを批判し、さらにラディカルな『もう一つの戦争違法化』と呼ぶべき路線を追求した人々」(7頁)、とりわけ「戦争違法化 (outlawry of war)」という言葉の生みの親であり、戦間期の戦争違法化運動を主導したシカゴの弁護士サーモン・レヴィンソンの思想に焦点をあてることを明らかにする。戦争違法化運動に対する歴史的な評価は低い。とくにR・フェレルの古典である『彼らの時代の平和』(1952年)の影響が大きく、それは冷戦期の現実主義外交を是認する立場から、不戦条約を積極的に推進した人々をナイーブな理想主義者と断じ、軍事力によらない平和を求めたレヴィンソンをその典型と見なす。これに対して著者はレヴィンソンの思想を改めて検討する意義を次のように説く。「21世紀の今日、多極化する世界状況を背景に、アメリカの人々の間には、『世界の警察』という役割をアメリカがこれまでのように果たし続けることは不可能であり、また望ましくないという認識がますます共有され、新しい世界との関わりあい方が模索されている。アメリカの非軍事的な『責務』の可能性を追求し続けた戦争違法化運動を再評価する作業は、新たな役割を模索する今日のアメリカの想像力を広げることにつながるだろう」(28頁)。

第1章は、黎明期のアメリカの平和運動について、アメリカの連邦最高裁判所を範にした「世界最高裁」の創設を唱道したE・ルート国務長官とJ・スコット国務省法律顧問を中心に議論する。この二人は第1回ハーグ万国平和会議で設立された常設仲裁裁判所の改編をめざした。第2章では、第一次世界大戦により、国際世論という「道義的制裁」(83頁)による「世界最高裁」の理想の放棄を迫り、国際平和は最終的には軍事制裁によって支えられなければならないと確信する平和強制連盟、そして国際連盟に結集する人々と、これに対して依然として「世界最高裁」の理想を信じて世界法廷連盟を結成し、軍事制裁を認める国際連盟に反対する人々との思想的なせめぎ合いを概観する。

次の第3・4章では、戦争違法化運動を率先したレヴィンソンの思想を本格的に取り上げる。レヴィンソンは1921年に設立されたハーグ常設国際司法裁判所を「連盟の法廷」と批判して「真の国際法廷」(114-15頁)を求め、また自衛、侵略国に対する軍事制裁を含む「あらゆる戦争の違法化と廃絶」(123頁)に向けた運動を始める。彼は地元のシカゴ市に戦争違法化委員会を創設し、哲学者のJ・デューイ、ジャーナリストのC・モリソン、牧師で雑誌編集長のJ・ホームズ、さらにはかつてT・ローズヴェルトの進歩党で活躍したR・ロビンズら広範な分野の人々の賛同のもとに積極的な広報活動を展開する一方、P・ノックス共和党上院議員(元国務長官)、W・ボラー共和党上院議員(上院外交委員長)ら有力な政治家の支持を得て、数度にわたり戦争違法化案を上院に提出した。著者によれば、レヴィンソンは当初、アメリカの第一次世界大戦参戦を支持し、軍事制裁の賛成論者であったが、過酷なヴェルサイユ講和条約に期待を裏切られ、戦争を通じた平和な世界の構築の可能性に幻滅し、侵略国に対する軍事制裁を肯定する連盟規約に反発した。彼はボラー上院議員による建国以来のアメリカの司法的紛争解決の歴史解釈に影響を受け、あらゆる軍事制裁を拒絶し、国際世論という「道義的制裁」のみを認める立場をとり、徹底した非戦主義を唱えるに至ったのである。

レヴィンソン構想に対して、侵略国に対する軍事制裁、連盟が進める「戦争違法化」を全面的に支持したのが、コロンビア大学教授であり、カーネギー平和財団のJ・ショットウェルとN・バトラー(後にコロンビア大学学長、カーネギー平和財団理事長)であった。彼らはパリ不戦条約の成立に大きく貢献したが、条約の違反国に対する制裁規定の欠如を

「致命的な欠陥」(33頁)と見なし、制裁規定の付加を主張した。レヴィンソンはこの二人の主張に反対し、不戦条約の次のステップとして、ハーグ常設国際司法裁判所を「法と正義を体現する国際法廷」(150頁)へと発展させた上で、連盟規約の軍事制裁条項を撤廃し、同裁判所の判決が軍事力によって強制される可能性を絶つことを条件にアメリカの加盟を説いたのである。

著者はここで、レヴィンソンの思想を単に称揚するのではなく、その問題点、限界を抽出する。とりわけ彼が自衛権の行使について曖昧な解釈を提示していたこと、モンロー・ドクトリンにもとづく西半球でのアメリカの武力介入に容認的であったこと、植民地支配下にある人々が独立を求めて武力を用いるケースは視野の外にあったこと、アメリカ例外主義を信奉していたことに批判の眼を向ける。

第5章では、レヴィンソンがヨーロッパを数度訪れ、当地の平和主義者とともに戦争違法化運動を進めたこと、満州事変の後も対日軍事・経済制裁に反対し、ファシズム諸国に対する「経済的な宥和政策」(204頁)を提案したことを指摘する。これに対してバトラー、ショットウェルらは満州事変が国際世論という「道義的制裁」の限界を露呈したと理解し、経済制裁・軍事制裁論を先導した。著者はこの章で、エール大学国際法教授のE・ボーチャードが諸国家の利害対立の原因究明とその解決が平和のための本質的課題であると説くなど、1930年代の平和主義者は現実的な思索を重ね、いわゆる「現実主義」への「目覚め」があったと評価する。レヴィンソンも同様であり、それは平和主義者の「思想的な成熟」(207頁)を示すものであった。

第6章では、日本の真珠湾攻撃を契機にアメリカが参戦した第二次世界大戦が平和主義に与えた影響は「甚大かつ根本的であった」(225頁)と言明する。ショットウェルらの思想的帰結である「国際警察」論が、戦後の国際平和組織を構想するカーネギー平和財団のCSOP(平和組織を研究するための委員会)の基本的平和観を形成し、集団安全保障論の強化、国際連合の軍事制裁論に結びつき、この過程でレヴィンソンの戦争違法論が体現する軍事制裁によらない平和論は「否定・忘却」(222頁)されていった。「CSOPの戦後平和構想は、国際政治において軍事力の役割を低下させること、ましてや消滅させることは不可能であるという認識に立脚し、軍事力を効果的に『管理』することによって相対的な平和を実現しようとするものだった。その主要な関心は、いかなる国家の恣意的な軍事行使にも対応できる、強力な『国際警察』の構築に向けられた。国際平和をめぐる問題は、より強力な『警察』力の構築、その迅速な執行という技術問題に還元され、暴力によって暴力を鎮圧する発想自体を問う哲学的な考察はなおざりにされていった」(237頁)。CSOPは冷戦下において、朝鮮戦争での国連軍結成を支持するのである。

本書は終章で、現在「国際警察」という「超暴力」による平和構築は再考を迫られており、その意味で戦争違法化思想は重要な示唆を与えること、アメリカ例外論とアメリカを取り巻く状況との齟齬、戦後日本の平和主義の「独善的な思考」(259頁)の陥穽を指摘して、議論を終える。

本書はアメリカの一次資料、日英語の二次資料の豊富な活用をもとに、戦間期アメリカの多様、多彩な平和思想を考察し、とくにレヴィンソンの思想の丁寧な検討を通じて、その今日の示唆・意義を探る。著者が、「アメリカ平和思想の歴史に、軍事制裁を平和の手

段とすることを拒否し、国際法と国際世論による『道義的制裁』を手段に戦争を廃絶し、国際社会に『法による支配』を実現しようとする戦争違法化思想が脈々と息づいてきた」(251頁)ことを改めて明らかにし、さらに20世紀の二つの戦争、冷戦を経て形成された「侵略国」の暴力に対して軍事的制裁で対処する「刑罰的な平和観」(9頁)が確かに今日、一つの限界と行き詰まりを見せている時、1920年代の平和主義運動にそのオルタナティブ構想を探求する試みは意義深い。本書は戦間期アメリカの平和思想史研究の一つの到達点であり、今後この分野での多くの研究が参照する基本文献になるであろう。

本書は本質的に思想史の研究であり、政治史のそれではない。しかし著者が、レヴィンソンは戦争違法化運動を民間の啓蒙運動にとどめることなく、「明確な政治的志向」を持ち、「具体的な政治プログラムに発展させよう」(121頁)と考え、共和党上院議員、中でもボラー上院議員に政治的代弁者を求めたと述べる以上、この時期の平和運動に関係した共和党政治家の一定の政治史的分析は必要であろう。すなわち戦争違法化案を推進したボラー(アイダホ州)はもちろん、不戦条約を強く推したA・カッパー(カンザス州)、戦争違法化のために憲法修正を提案したL・フレイジャー(ノースダコタ州)、さらには不戦条約の上院批准案にただ一人反対したJ・ブレイン(ウィスコンシン州)一因みにブレインの反対は、不戦条約が帝国主義の問題に言及していないという反帝国主義の立場によるものであった一等、本書で生彩、異彩を放つ中西部・西部出身の革新主義的上院議員が提出した法案の上院審議・議論の模様、採決に関する説明は、平和主義の影響の程度のみならず、戦争違法化案立法化の国内政治的可能性を示したであろう。戦争違法化思想を戦間期アメリカ政治史の文脈に位置づけることで、その政治的意義がより明確になったと思われる。

とりわけボラー上院議員の役割は重要である。本書によると、著名な評論家W・リップマンはレヴィンソンのボラー接近によって、「戦争違法化」の理念が党派政治に巻き込まれ、連盟加盟に反対する勢力の政治スローガンへと堕したと批判しているが、これは確かに説得的である。また歴史家R・ジョンソンは、ボラーらがレヴィンソン構想を支持したのは、彼らが唾棄する国際連盟に代わる構想を提示する政治的必要があったからだとし、とくに理想主義的な動機によるものではないと主張している。³⁾1907年以来上院に籍を置くボラーは手練手管に長けたベテランの政治家であり、政界では「変わり者」「一匹狼」と見なされていた。⁴⁾レヴィンソン案を推したボラーの政治的意図を少し掘り下げて理解することで、戦争違法化決議案が上院に4度も提出されながら、結局成立しなかった政治的背景の一端を把握することができたかもしれない。

本書でおそらく最も興味深いのは、著者の現実主義者に対するアンビヴァレントな評価であろう。C・キンドルバーガーが名著『大恐慌下の世界』で「世界経済システムは、イギリスが19世紀から1913年までの間やってきたように、ある国がそれを安定させなければ

³⁾ Robert David Johnson, *The Peace Progressives and American Foreign Relations* (Cambridge: Harvard University Press, 1995), 174-75.

⁴⁾ LeRoy Ashby, *The Spearhead Leader: Senator Borah and the Progressive Movement in the 1920's* (Urbana: University of Illinois Press, 1972), 117-19, 147-49, 285-89.

不安定であった。1929年には、イギリスはその能力がなく、アメリカはその意思がなかった」と指摘したことはよく知られている。⁵⁾ おそらく世界経済システムを国際システムに置き換えても良いであろう。国際秩序の維持に究極的な軍事的責任を担う国はやはり必要であり、アメリカがその役割を最終的に自覚するのが、第二次世界大戦と冷戦であった。著者は非軍事的な対外関与を模索した人々の知的営為に共感を寄せながら、国際政治における力、とくに軍事力の重要性を認識しているようである。それは現実主義者に対する微妙な評価に表れている。著者はレヴィンソンの戦争違法化論を「否定・忘却」に追いやった現実主義外交の唱道者を批判するが、彼らが第二次世界大戦後の国際環境の変化に「適切に応答」(246頁)したこと、アメリカ例外主義論を否定し、その「独善的な心性」がアメリカと世界の「建設的な関係を取り結ぶことを妨げてきた」(256頁)と指摘することを肯定的に評価する。著者は「善」なるアメリカへの絶対的信頼に裏打ちされた外交の過度の軍事化を危惧し、アメリカがより現実主義的思考を受容することで、バランスのとれた外交を展開することを期待しているようである。

この点で想起されるのは、著者がたびたび引用するR・ニーバー、G・ケナン、H・モーゲンソーらがアメリカ外交のメシア的性格、あるいは「法律家的・道徳家的アプローチ」を戒め、現実主義外交を唱えた時、力の抑制的な行使と外交の重要性を説いたことである。彼らは封じ込めの軍事化、アメリカのヴェトナム軍事介入、米ソ核軍拡競争に極めて批判的であった。ニーバーは晩年の1965年夏、アメリカのヴェトナムとドミニカへの派兵を念頭に、「権力の傲慢と徳の傲慢の組み合わせは非常に危険である。ジョンソン政権による外交政策の大半の誤りは、権力と徳のこの結合を無批判に受け入れたところから来ている」と述べ、著者の問題意識に大いに通底する考察を披露していたのである。⁶⁾

本書は2015年度のアメリカ学会清水博賞の受賞作である。若手研究者のデビューにふさわしい力作であり、戦争違法論を軸に戦間期アメリカの平和主義・平和思想の問題に真正面から、そして果敢に取り組んでいる。その真摯な学問姿勢に好感を覚える読者は多いであろう。21世紀に入った世界では常軌を逸した暴力行為が流布し、暴力には暴力をもって対抗する行動が一般化するなか、本書の問題意識は切実である。著者の議論は単にアメリカの思想史にとどまることなく、国際関係史、国際法の分野に広がり、さらには哲学的な思索を要求する。研究者として豊かな可能性と将来性を感じさせる労作である。

⁵⁾ C・P・キンドルバーガー、石崎昭彦・木村一朗訳『大恐慌下の世界 1929-1939』(東京大学出版会、1982年)、264頁。

⁶⁾ チャールズ・C・ブラウン、高橋義文訳『ニーバーとその時代——ラインホルド・ニーバーの予言者的役割とその遺産』(聖学院大学出版会、2004年)、378頁。さらに碩学による示唆に富む論考を参照。渡邊昭夫「E・H・カーとハンス・モーゲンソーとの対話」日本国際政治学会編『国際政治』第181号(2015年9月)、159-69頁。